

(要領様式第 1 号)

## 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7 資第 322- 2 号

7 上伊地環第 38- 2 号

7 上伊地環第 52- 2 号

令和 8 年（2026 年）5 月 21 日

長 野 県 知 事

長野県上伊那地域振興局長

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	○
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

### 2 公表する事項

事 項	内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)	有限会社ヤマカ木材 代表取締役 勝野 智明 長野県木曾郡南木曾町読書 2435 番地 2	
申請の区分 (I)	産業廃棄物処理施設設置許可	
条 例 第 46 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県木曾郡南木曾町読書 5543 番 1 ほか
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破砕施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	356t/日 (44.5t/h : 8 時間稼働)
申請の区分 (II)	産業廃棄物処分業新規許可	
条 例 第 46 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県木曾郡南木曾町読書 5543 番 1 ほか
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破砕施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず

		特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	356t/日 (44.5t/h : 8時間稼働)
関係 図 書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	令和8年5月22日(金)～令和8年6月20日(土) (土日・祝日その他県の休日を除く)
	縦覧時間	午前9時から午後5時まで